

春日部市営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）補助事業候補者公募要領

（注意事項）

本補助事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）により実施するものであり、環境省からの交付決定がない場合には補助事業を実施しない可能性があること、また、環境省の交付決定の内容により本公募時と比較し、交付決定額が変わる場合があることを了承の上、応募すること。

I. 趣旨

本公募は、春日部市内の農地において、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）により太陽光発電設備を導入する事業（以下「補助事業」という。）を実施する補助事業候補者（以下「候補者」という。）を公募・選定するものである。選定された候補者に対しては、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）（以下、「交付金」という。）を活用し、太陽光発電設備設置にかかる経費の一部を補助する。本公募への応募（申請）をする場合には、本公募要領及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定、以下「国実施要領」という。）、並びに関係法令等に関するガイドライン等を必ず熟読の上、申請書類を提出すること。

II. 事業概要等

1. 補助対象事業

農地の上部空間に太陽電池モジュールを設置し、農業生産と発電事業を両立する営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）により、二酸化炭素排出量の削減、地域脱炭素の推進及び再生可能エネルギーの地産地消に寄与する事業。

2. 補助対象事業の要件

本事業の補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1） 各種法令等を遵守した設備であること。
- （2） 補助対象設備は商用化され、導入実績があるもの。また、未使用のものに限る。
- （3） 処分制限期間内において、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- （4） 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- （5） 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- （6） PPA 又はリース契約により補助対象事業を実施する場合は、次の要件を満たす契約であること。

- ①当該事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ②太陽光発電設備及びその他付随設備（以下「導入設備」という。）が故障した場合に、設置事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- ③設置事業者の都合により当該契約を遂行できなくなった場合、需要家に不利益が生じないような契約となっていること。
- ④PPA 又はリース契約に係る契約期間満了後は、次に掲げるいずれかとなるものであること。

ア 導入設備の需要家への無償譲渡

イ 契約期間の更新

ウ 導入設備の撤去

- (7) 補助対象設備について、国、埼玉県又は春日部市から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (8) 農地において、農地法に基づく一時転用許可を受け、農地に地震・台風その他の自然災害に対して十分に強度計算がなされた支柱を立てて、上部空間に太陽電池モジュールを設置し、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電の導入であること。
- (9) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。
- (10) PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。
- (11) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的な使用を担保すること。
- (12) 長期の営農計画と営農体制の確保がなされていること。
- (13) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電した電力のうち当該発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、春日部市内の需要家に限定し、原則市内で消費すること。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じ、春日部市内の需要家で消費できずに売電する場合は発電量の 30%までとし、この売電により得られた収入を本事業で導入した設備等の維持管理・更新のための費用に充てること。

3. 補助対象経費

補助対象経費は、国実施要領別表第1に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 補助対象となる事業費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との区別が困難なもの。
- (2) 消費税及び地方消費税。
- (3) 同一または一連の事業において、他の公的助成制度を利用した経費。
- (4) 費用効率性（交付予定額を処分制限期間の累計二酸化炭素排出削減量で除した値）が25万円/t-CO₂を超える部分。
- (5) その他、事業継続に直接必要とは認められない経費。

4. 申請者の要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法令、条例、規則、及びこれらに基づく市長が行った指示に反する行為を行っている者でないこと。
- (2) 暴力団（春日部市暴力団排除条例（平成24年条例第31号。以下「暴力団条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）ではないこと。
- (3) 代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人または団体でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 営農を継続する意思及び体制を有すること。

5. 事業期間

交付決定の日から令和10年3月10日まで

【注意】

- ・市は令和8年度に本公募の応募を受けて候補者を選定する。その後、令和9年4月1日以降に環境省から市へ本事業の財源となる交付金の決定を受けた上で、候補者からの補助金申請を経て、補助金の交付決定を実施する。
- ・交付決定後に事業進捗に遅延が見込まれる場合は、速やかに市へ報告すること。

6. 補助金の交付額

補助対象経費の2分の1とする。なお、上限は2億1000万円までとする。

（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）

Ⅲ. 申請方法等

1. 申請書類

申請時には、次の書類を提出すること。

- (1) 春日部市営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）補助事業候補者公募参加申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 補助対象事業の要件を満たすことが確認できる事業計画書（様式第3号）

（以下、①～⑤を記載し、写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。）

- ① 導入設備の仕様、設置方法、運用・維持管理の方法、営農計画や見込まれる効果等を記載すること。特に(a)モジュール出力の合計値、(b)パワーコンディショナー出力の合計値、(c)年間想定発電量、(d)架台下部農地面積、(e)作付品目、(f)パネル投影面積、(g)遮光率、(h)作付面積は必ず記載すること（(f)～(h)は、作付品目ごとに内訳を記載すること。）。
 - ② 春日部市農業委員会、市農業振興課、土地改良区等との協議状況を踏まえた農地法に基づく一時転用許可申請の進捗状況と、設備設置から稼働開始までの具体的な実施スケジュールを時系列で記載すること。
 - ③ 事業実施体制を記載すること。特に、発電事業者、施工事業者、保守点検責任者、営農者、需要家、電力供給に関わる事業者の各ステークホルダーについては必ず記載するものとし、その他企業やアドバイザー等の社外協力体制がある場合は、その内容も記載すること。
 - ④ 市有施設へ電力供給を行う場合には、市が例示する複数施設の30分値電力使用量データに基づき、以下の2つを合算した「年間の電力料金総額の見込み」及び「内訳」を算出し、供給スキームおよび効果を記載すること。なお、内訳と算定根拠については、市が例示した30分値電力使用量データの期間内での実績値をもとに、託送基本料金、容量拠出金、託送従量料金、市場電力料金、燃料費調整額等について明記すること。また、燃料費調整額については東京電力の燃料費調整制度を基準とし、独自の燃料調整額の設定は不可とする。これらに事業者側の手数料等を加えた総額の内訳と計算根拠をすべて明らかにして記載すること。
 - (a) オフサイト PPA 電力の供給コスト（託送料金や環境価値等を含む）
 - (b) 残余電力（不足分）の供給コスト（実質再エネ 100%プランとする）
 - ⑤ 収支予算書（補助対象経費の内訳を含む）
- (4) 補助対象設備を PPA 又はリースにより設置する場合、契約書(案)と補助金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されることを証明できる書類

2. 申請受付期間

令和8年10月22日（木）から令和8年11月30日（月）まで

3. 提出方法

持参又は郵送により「V. 関係書類提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。電子データで送付する場合、市が指定するオンラインストレージサービスを利用し提出すること。

IV. 補助金交付候補者決定までの審査等

1. 形式審査

申請者より提出された申請書類について、本公募要領に掲げる要件を満たしているか、環境経済部環境政策課が形式審査を行い、全ての要件を満たすと認められた時点で受理する。

2. 内容評価審査

形式審査を合格し受理された申請書類について、環境経済部において次表の審査項目に基づき内容評価審査を行う。100点満点中65点以上を得点した申請事業のうち、得点の高い順に市有施設の受給可能電力量等の電力供給に関する協議を実施した上で、候補者として選定する。なお、審査項目の採点は、次表に定める配点に評価係数を乗じて行う。審査にあたっては、必要に応じて農業委員会等の関係機関に意見聴取を行うほか、市および関係機関担当者から個別質問がある場合は対応すること。なお、審査は非公開で行う。

<審査項目及び配点>

審査項目	審査の視点	対応する事業計画の項目など	配点
設置方法および維持管理の方法と実施体制	導入する設備が安全上、保守管理等の運用上、自然環境上の影響について、関係法令等に基づき適切に設計されているか。	・設置方法、維持管理方法 ・実施体制	30点
電力の供給	導入設備で生産されるエネルギーが効率的かつ効果的に活用される方策となっているか。	・供給スキームおよび効果	30点
営農計画の実現可能性と地域貢献性	長期的な営農計画及び営農体制が適切に整備されているか。遊休農地の活用や地域課題の解決につながる取組となっているか。	・営農計画の説明 ・導入による効果等 ・農地法に基づく協議状況が確認できる資料	30点
収支計画と実施スケジュール	計画およびスケジュールが実現可能であるか、また実現不可能な内容となっていないか。	・実施スケジュール ・補助対象経費及び収支計画 ・費用効率性	10点
合 計			100点

<評価係数>

評価	基準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

3. 審査結果

審査の結果は、可否にかかわらず、全ての申請者に対して電子メールにより通知する。なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

4. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 申請資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 不正行為または審査妨害行為があった場合
- (4) その他、市が不適當と認めた場合

5. 市有施設へ電力供給を行う場合における交渉順位と協議

- (1) 市は、審査結果に基づき、市有施設の受給可能電力量等の電力供給に関する協議の交渉順位を決定する。
- (2) 市は、交渉順位の順に市有施設の受給可能電力量等の電力供給に関する協議を行う。
- (3) 協議の結果、合意に至らなかった場合、または失格事項や不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉を行う。
- (4) 協議の中で、市から事業計画の内容の追加、変更または削除を求めることができる。

6. その他

- (1) 申請に要する費用は申請者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 採択された事業計画書の一部を市が説明資料等で使用する場合がある。
- (4) 提出書類は情報公開条例に基づき公開される場合がある。

V. 関係書類提出先及び問い合わせ先

春日部市 環境経済部 環境政策課

〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1

電話：048-736-1136（直通）

E-mail：kankyo@city.kasukabe.lg.jp